

土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定により送達すべき次の書面は、香川県収用委員会事務局において保管してあるので、土地収用法施行令（昭和26年政令第342号）第5条第2項の規定により公告する。

平成24年7月20日

香 川 県 収 用 委 員 会

1 書面の種類

平成24年7月17日付け権利取得及び明渡しに係る裁決書の正本

2 送達を受けるべき者の氏名及び住所

富田 丈次 住所不明。ただし、最後の住所 香川県東かがわ市湊734番地

3 書面の受領等

当収用委員会事務局にて、送達すべき事項を記載した書面の交付を受けること。

受領しないときは、平成24年8月10日をもって送達があったものとみなされる。